

平成27年9月定例会 総務委員会（付託）

平成27年10月1日（木）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

岸本委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

ただちに、議事に入ります。

これより、政策創造部関係の審査を行います。

政策創造部関係の付託議案については、先の委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「徳島教育大綱（仮称）」骨子（案）について（資料①）
- 「徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会」の設置について（資料②）

七條政策創造部長

この際、2点、御報告申し上げます。1点目は、「徳島教育大綱（仮称）」骨子（案）についてでございます。

本県教育行政の新たな指針となる「徳島教育大綱（仮称）」につきましても、6月定例会の事前委員会において、その策定方針を御説明させていただいたところでございますが、この度、骨子（案）を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

まず、1の大綱の趣旨でございますが、喫緊の課題や教育の果たす役割、本県の特性や県民性などを踏まえ、県としてどのような考え方のもとに教育大綱を策定し推進していくのかにつきまして、教育の在り方、喫緊の課題と処方箋、教育行政の推進の方向性として記載しております。

2ページをお開きください。

2の基本方針でございますが、1の趣旨に基づき、大綱の基本方針といたしまして、とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる「人財」の育成を掲げさせていただいております。

3の重点項目につきましては、基本方針に掲げる「人財」を育成するため重点的に取り組む項目を、Ⅰ、地方創生から日本創成へ！「徳島ならではの」教育の推進、Ⅱ、一人ひとりが輝く！徳島の未来を育む教育の推進、Ⅲ、グローバル社会で活躍！徳島から世界への扉をひらく教育の推進の三つに整理いたしまして、取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、4の推進期間でございますが、平成27年度から平成30年度までの4年間としております。

今後、県議会での御論議や、これまで県民の皆様からいただいた御意見、御提言を踏まえ、地方創生を成し遂げる、徳島ならではの教育大綱を作り上げてまいりたいと考えておりますので、よろしく御願い申し上げます。

2点目は、徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会の設置についてでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

平成27年8月5日に公布された改正公職選挙法の規定に基づき、来年の参議院議員通常選挙から、徳島県と高知県における選挙区選挙が合区により行われることとなりました。

この合区選挙の管理執行機関として、この度、徳島県と高知県が協議により規約を定め、共同して参議院合同選挙区選挙管理委員会を設置することとなりましたので、その概要につきまして御報告いたします。

2の概要を御覧ください。

まず、名称についてでございますが、徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会としております。

次に、委員会の構成でございますが、改正公職選挙法の規定により、委員8名をもって組織し、徳島県選挙管理委員会の委員4名と高知県選挙管理委員会の委員4名をもって充てることとされております。

また、主たる執務場所は、委員の互選により選ばれた委員長の所属する県の選挙管理委員会の所在地の市町村としております。

経費の支弁の方法につきましては、両県が協議して定める額を、両県がそれぞれ支弁することとしております。

設置日につきましては、規約の施行日である平成27年10月5日としております。

なお、参議院合同選挙区選挙の具体的な事務につきましては、当該参議院合同選挙区選挙管理委員会におきまして、今後検討されることとなります。

報告事項につきましては、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岸本委員長

次に、関西広域連合議会議員の西沢委員から、関西広域連合議会の活動状況について、報告を受けたいと思います。

#### 【報告事項】

○ 「関西広域連合議会」について

西沢委員

それでは、前回の報告に引き続き、関西広域連合議会の活動について、その概要を報告いたします。

9月12日に大阪市の関西広域連合本部において開催された会議についてであります。

まず、第7回防災医療常任委員会が開催され、本部事務局から広域医療の推進及び広域職員研修の推進について説明が行われました。

これに対して委員からは、医療通訳のプロ養成には相当の時間を要する。災害が直近に起こるかもしれない状況下では、医療知識の有無にかかわらず、英語の堪能な方を用いて

通訳士の確保に努めてほしい。

また、WEB研修は利便性や経費の面で有益な取組である。今後、実地研修とのバランスも考えながら、各府県で年1回はWEB研修が実施されるよう取組を推進してほしいなどの意見が出されました。

次に、第11回産業環境常任委員会が開催され、本部事務局から、広域観光・文化振興の推進及び広域環境保全の推進について説明が行われました。

これに対して委員からは、構成府県市が海外向けの観光パンフレットを作成する際、近隣府県のことも掲載することで、お互いに連携したPRを行ったらどうか。

また、地方創生を進めるため、自然エネルギーの地産地消による地域活性化が不可欠である。関西で再生可能エネルギーの推進に向けた具体的な目標を設定し、全国平均を上回る成果が残せるよう取組を進めていただきたいなどの意見が出されました。

報告は、以上であります。

岸本委員長

関連して、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

#### 【報告事項】

- 「関西広域連合委員会」について（資料③）

七條政策創造部長

関西広域連合委員会に関しまして、御報告をさせていただきます。

お手元に御配付の資料3を御覧ください。

6月議会事前委員会における御報告後、9月27日に関西広域連合委員会が開催されましたので、その概要につきまして主な協議事項を御説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

9月27日の第61回関西広域連合委員会での協議事項、奈良県加入に伴う関西広域連合広域計画の改定についてでございます。

奈良県の関西広域連合への加入については、関西広域連合の規約の改正について、事前委員会で御報告させていただいたところですが、関西広域連合広域計画についても、奈良県の加入に伴い対象区域に奈良県を追加する等の変更を行うものでございます。

関西広域連合委員会に関する御報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

藤田委員

ただいま部長より報告がありました教育大綱骨子（案）について、6月議会の事前委員会で報告されました基本的な事項の確認も含めて、質問させていただきたいと思います。

6月の委員会で報告があったと思いますが、なぜ、今回、この教育大綱を作成する必要があるのか、これをまず確認をしたいと思います。

梅田総合政策課長

藤田委員から、今回、教育大綱を策定する必要性について御質問を頂いております。

教育大綱につきましては、2011年、大津市で起きたいじめ自殺問題における教育委員会の対応の遅れ、それから責任の不明確さなどへの批判が高まったことをきっかけの一つといたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、本年4月1日から施行されているものでございます。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化など、制度の抜本的な改正を行うものでありまして、その中において、地方公共団体の長、県の場合は知事による総合教育会議の設置、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、地域の実情に応じた大綱の策定が義務づけられたことから、去る6月3日に徳島県総合教育会議を設置いたしまして、大綱の策定に向けて取り組んでいるところでございます。

藤田委員

教育大綱の策定に当たり、6月3日に総合教育会議を設置し協議を行っているということでしたが、骨子（案）の作成までにどのような協議を行ってきたのか。

また、本県として特徴的な取組というのがあるのかどうか、お伺いいたします。

梅田総合政策課長

総合教育会議においてどのような協議が行われ、本県として特徴的な取組があるのかという御質問を頂いております。

6月3日の第1回総合教育会議を始まりといたしまして9月24日の会議まで、4回にわたって協議を積み重ねてきております。これに加えまして、広く県民の皆様の御意見をお聞きするという考えのもと、総合教育会議における議論だけでなく、第2回総合教育会議においては、教育現場、特に若手教員の方、県外から移住された方などに御出席をいただきまして、それぞれ取組や教育に対する考え方を発表いただいたところでございます。

また、7月7日の地方創生挙県一致協議会におきましては、県内の各界各層の代表者の皆様から、さらに8月4日には、徳島県総合計画審議会若者クリエイト部会の委員の皆様との意見交換会を開催いたしまして、若者の視点から御意見を直接お聞きしたところでございます。

藤田委員

これまで総合教育会議4回を開催し、さらには7月7日の地方創生挙県一致協議会や、

8月4日の総合計画審議会若者クリエイト部会の委員の皆様方から意見を聴取したとのことですが、どのような意見があって、この大綱に対してどのように反映していくのか、お伺いいたします。

梅田総合政策課長

挙県一致協議会等においてどのような意見があり、大綱にどう反映していくのかという御質問を頂いております。

地方創生の加速に向けまして、「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」の策定をはじめとした施策を積極的に推進していることから、教育大綱においても地方創生の視点を盛り込むことが重要と考えまして、地方創生を成し遂げる人材の育成に向け、徳島ならではの教育大綱の策定を基本的な考えとして、県民の皆様や教育現場の意見を聴取してきたところでございます。

7月7日に開催されました地方創生挙県一致協議会におきましては、ふるさとを愛する心を教育の現場でどう醸成するかが大事である、命の大切さや結婚・子育てに夢を持てる教育が必要、県全体で教育を考え地域で育てることが大事、大学を出た人が徳島に戻ってこられる仕組みが必要などの意見を頂いております。

また、8月4日に開催しました総合計画審議会若者クリエイト部会委員との意見交換会におきましては、ICTを活用した教育の推進が必要、子供の実情を踏まえた大人が枠に入れない子供目線の教育が必要、国際社会との交流機会を増やしていくことが必要など、様々な御意見を頂いているところでありまして、今後、この御意見を踏まえ、大綱案を策定していきたいと考えております。

藤田委員

今お聞きしたところによりますと、委員の皆さん方から地方創生を意識した積極的な意見があったということがうかがわれますが、徳島の子供たちにふるさと徳島を愛する心というものを醸成するということは非常に大切なことだと考えます。委員の皆様方から頂いた意見、また総合教育会議における議論を踏まえて、この大綱により何を目指していくのか、その方向性をお伺いしたいと思います。

梅田総合政策課長

大綱により何を指すのかという御質問を頂いております。

この大綱によりまして、地方創生の取組をもう一段高い次元へと進化させまして徳島の新しい未来を創造していくためには、本県の将来を担う人づくりを支える、徳島ならではの教育が重要であると考えております。

本県におきましては、遍路文化や接待を通じて生まれたおもてなしの心をはじめ、人を大切にする歴史や風土、また、ものづくりの伝統に脈々と受け継がれてきた進取の気質に満ちた県民性がありまして、この歴史と風土、気質を引き継ぎ、更に進化させることにより、本県の宝である人を学校、家庭、地域のみならず県民挙げて挙県一致で育むとともに、子供たちが持つ無限の可能性をしっかりと花開かせ、誰もが夢に向かって挑戦でき、努力

が報われ、主役になれる徳島の実現に向け、未来への先行投資である教育の充実、効果的、効率的な実施に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 藤田委員

地方創生を成し遂げて徳島の未来を切り開いていくためには、今、話があったように、本県の宝である人をいかに育てていくかというのが非常にポイントとなると思いますし、地方創生、まち・ひと・しごと、人ということ創生していくというのは重要なことだと思いますけれども、人材の育成というのは一朝一夕には成し遂げることができないと思います。そこで、この人材育成のためにどのように取り組んでいくのか、お聞きいたします。

#### 梅田総合政策課長

人材育成のために、どのように取り組んでいくのかという御質問を頂いております。

委員からお話のありましたとおり、人材の育成というのは簡単にできるものではないということを認識した上で、この度策定いたします教育大綱に基づきまして、知事と教育委員会が緊密に連携し、創意工夫を凝らした教育を実践するとともに、今後、総合教育会議において随時協議、調整を行いながら各種施策の進行状況や効果を検証し、着実な推進を図り、挙県一致で本県教育を強力に推進していくとの強い意志のもと、教育関係者や学識経験者、地元企業関係者の皆様からの意見聴取をはじめ、県民の願いや思い、現場の声を大切にして、スピード感を持って教育施策に反映させることにより、本県の宝である人材を育成していきたいと考えております。

#### 藤田委員

今回の地方教育行政組織及び運営に関する法律の改正というのは、2011年の大津市の事件を発端としてなされたわけでありますが、いじめ問題等に対しても必ずしも迅速に対応できていないのが現状で、また、地域住民の皆様方の意見というものも十分に反映されていないなどの課題に対して、総合教育会議の設置、また教育大綱の策定というものが義務づけられたものであると認識しております。

こうしたことから、教育の政治的中立性を確保するということは当然ではありますが、知事部局と教育委員会というのが今まで以上に密接に連携して、徳島の未来を担う人材の育成にしっかりと取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、終わります。

#### 西沢委員

徳島の教育大綱ということで、今回は知事と教育委員会が密接に連携するということになっていきますけれども、これからの教育、新しい教育を目指す中で、今の時代というのは、たしか一番の問題は少子化ですよね。子供がいない、そのいない子供の中で何を主にして勉強をしてもらうかとなると、国の方も今、方針が変わってきました。覚える教育から考える教育に変わってきましたね。

そういう大きな流れの中で、どうしていくのかと。特に子供が少ない世の中では、考える力そのものが覚えることよりも主になってくるように思うんですけど、それが学校教育

からだけでいいのかどうかというのが一つ大きな問題ですね。例えば、幼児のときから自ら進んで考えていくんだということができるような子供に育てる。私はなぜなぜ子だったんですけれども、そういうなぜなぜという、物事全てをそういう不思議な目で見させていたら、いろんな角度から見る目が違ってくるんじゃないかなと思うんですけど、それ自身が学校教育からだけでいいのかどうか。要するに、今回は知事部局が中に入ってきましたので、範囲をもうちょっと広げてもおかしくないんじゃないかなと、そんな気がするんです。

教育委員会と理事者側が今回初めて一緒になってやるという中において、もうちょっと範囲を広げて、学校現場だけじゃなくて幼児の教育あたりからそういうことを考えていくということが、一連の人間をつくるにおいては必要じゃないのかなと私は思います。

特に、教育にとっては大変革の時代が来ています。田舎の方にあっては、塾とかにおいても、残念ながら先生も充実していません。でも、これからは自然とかそういう中で学ぶということ、考えるということが必要になってくるので、逆に、都会よりも田舎の方が学ぶ力、考える力はつけやすいと思います。その上に、徳島県はブロードバンドが全国で一番いいという中でそれを利用して、当然ながら、いろんな角度で田舎では不足しているものもフォローできますよね。

そういう徳島の強さというものを考えて、また、いつからそういう教育をするのかということ踏まえた考え方の中で大綱をまとめていく。私はそうあるべきだと思いますが、いかがですか。

#### 梅田総合政策課長

委員からお話のありました徳島の強さをどうしていくのか、また、いつから教育に取り組んでいくのかというところでございます。

先ほど申し上げましたように、今回、教育大綱につきましては、知事と教育委員会が密接に連携するということがございますので、当然、学校教育だけでなく、幼児のときから教育をしていくということが重要であると思っております。

それと、最近言われております、家庭と地域とのつながりがなくなっているというところがございます。それにつきましても、先ほど申しました挙県一致協議会において、地域とのつながりがなくなったことによりまして、徳島を愛する心とか、そういうところがなくなっているという御意見も頂いておるところでございますので、そのあたりを十分踏まえた上で大綱を策定していきたいと考えております。

徳島の強みを生かすというところをいただいておりますけれども、それにつきましても、ブロードバンド環境を生かして効果的な教育ということで、例えばテレビ会議を使った教育であるとか、そういう点についても今後検討していくべきであると考えております。

#### 西沢委員

ということは、今までの教育委員会の範囲を飛び越えるというか、もっと広げてやるということをやっただけなんです。

1番は、教育は人間教育ですね。その中で、時代の要請の中でどういう教育が必要なの

かという順番があると思うので、人間教育をするには自然の中で教育するのが最適だと私は思います。そういう強みを是非生かしていただいて、すばらしい全国一の大綱をつくってほしいと思います。

#### 中山委員

いよいよ今月から、順次、県民一人一人にマイナンバーの通知が始まります。先般開催されました公安委員会関係の事前の総務委員会におきまして、私は、この制度導入を契機として特殊詐欺などの新たな犯罪が発生するのではないかという危惧を抱きまして、質問をしたところでございます。

この制度につきましては、まだ様々な議論があります。先般、財務省が消費税の引上げ時に、マイナンバーカードを使った還付制度の案を提示したとの報道がありまして、県民のマイナンバー制度への興味、関心が少しは高まったものと思います。しかしながら、内閣府が調査した結果によりますと、まだまだ「内容を知らない」と答えた人が56%以上にも上るということです。

今後も、メリット、デメリットも含めてしっかりと説明すべきだと思います。情報流出といったデメリットばかりが先行している状況の中で、やはりメリットも多々あると思いますので、まずは原点に立ち返って、マイナンバー制度を導入することによって、どのようなメリットがあるのかをお聞きしたいと思います。

#### 東條地域振興課長

ただいま、マイナンバー制度につきまして御質問を頂きました。

まずはメリットについてということでございます。マイナンバー制度、御承知のとおり、国民一人一人にマイナンバーと呼ばれます番号を付番いたします。そのことによりまして、国あるいは市町村あるいは県、それぞれが保有いたします同一人の情報を連携するというための基盤となるものでございます。

そのことによりまして、県民の方にとりましては、一つ目なんですけれども、これまでは行政機関へ申請手続等を行う場合につきまして、申請者の方が自ら添付書類をそろえて行政機関の方に提出をしていたということになります。しかしながら、マイナンバー制度が導入された後は、行政機関の方で情報連携ができて、それによって必要な情報がとれるということになりますので、添付書類を取りに行く手間であるとか、そういったコストがかからなくなるということで、県民の利便性が非常に高まるというのが1点でございます。

続きまして2点目なんですけれども、マイナンバー制度を活用することにいたしまして、例えば行政サービスの受給の状況でありますとか、あるいは所得の状況、こういったものが把握をしやすくなるということもございますので、大きな話ではありますけれども、例えば不正な受給の防止でありますとか、あるいは、負担を不当に免れることであるとか、あるいは、きめ細かな社会保障とか、そういったものにつながる公平公正な社会基盤となることに役立つということが2点目でございます。

さらには、国におきまして、将来的な話でございますけれども、個人番号カードを健康

保険証であるとか免許証，こういったものに活用するというのも検討されています。いわゆるワンカード化というものでございます。

さらには、マイナンバーカードにクレジットカードの機能であるとか民間のサービスとの連携ということも検討されていまして、そういったことからすれば、更に利便性が高まるということで期待をしているところでございます。

#### 中山委員

この制度の導入により国民の利便性が高まるという説明をしていただきましたけれども、その反面、県民の間には、自分の個人情報が流出するのではないかという不安が根強くあります。マイナンバー制度では、個人情報を保護するために、どのような措置が盛り込まれているのでしょうか。

#### 東條地域振興課長

ただいま、委員の方から、個人情報を保護するために、どのような措置が講じられているのかということで御質問を頂きました。

マイナンバー制度におきましては、制度の中に個人情報を保護するための措置が盛り込まれております。一つ目が制度面、二つ目がシステム面、両面から措置が盛り込まれております。

まずシステム面につきましては、マイナンバー制度が導入されましても、今までどおり、個人情報というのはそれぞれの機関が分散して管理いたします。特定の機関が集中管理をするわけではございません。なおかつ、それぞれの行政機関が情報が必要になった場合は、それぞれの機関に専用のネットワーク回線、情報提供ネットワークシステムと申しますけれども、そういったシステムで照会をして回答をもらうということになっております。したがって、いわゆる芋づる式に情報漏えいが起きるとか、そういったことは可能性としては低いと、起きないということで考えてございます。

続きまして、制度面につきましては、国の第三者委員会でございます特定個人情報保護委員会というのがございます。そういったところにおきまして、マイナンバーが適切に管理されているかどうかということを確認、監督をするとか、あるいは、県民の方にとりましてはマイナポータルという個人ごとのポータルサイトが用意されます。そこで自分の個人情報がどういった形で利用されたとか提供されたとか、そういったことも確認ができることとなっております。

更に加えて申し上げれば、個人番号カードの中には、いわゆる税や年金の情報は入ってございません。さらに、なりすまし防止ということもよく言われるわけですが、行政機関に申請をするときには、カードに記載された顔写真がありますので、その顔写真と本人を確認することによりまして厳重な本人確認が求められるということになりますので、個人情報がしっかり保護されるような仕組みが、その制度の中に盛り込まれているということでございます。

#### 中山委員

ただいま、制度の中に様々な個人情報の保護措置が盛り込まれているということでありましたけれども、日本年金機構から個人情報が出たケースでは、標的型メール攻撃が原因で個人情報が流出したと聞いております。また、9月22日の徳島新聞では、サイバー攻撃の標的となった自治体が、全国で100団体にも上るとの報道がなされておりました。サイバー攻撃にどのように対応していくのか、課題も含めて今後の方向性をお伺いしたいと思っております。

#### 東條地域振興課長

ただいま、委員の方から、標的型メール等のサイバー攻撃にこういった形で対応していくのかということについて御質問を頂きました。

先般、6月ですけれども、日本年金機構から個人情報流出が発生した際には、県におきましても、標的型攻撃に対します注意喚起というものを、市町村に対して速やかに行ったところでございます。今後とも、そういった標的型攻撃がございましたら、その都度速やかに、市町村に対しましては注意喚起を行ってまいりたいと考えてございます。

それから、市町村の方のシステム面での対応ということでございます。日本年金機構の情報流出におきまして、総務省の方で設置をされております自治体情報セキュリティの対策検討チームというのがございます。その中の中間報告でございますが、マイナンバー法が施行されるまでに、市町村の基幹システムでございます住民基本台帳システムにつきましては、インターネットを介して外部と通信できなくなる設定にすることが求められているところでございます。それにつきましては、県内全ての市町村におきまして、外部との連携がされない形の設定がなされているところでございます。

今後は、国、地方の行政機関の間で情報連携を行います情報提供ネットワークシステムの稼働を見据えまして、更にその攻撃に強いネットワークを構築する必要がありますので、県と市町村で構成いたします県・市町村情報化推進協議会、こういった場を活用いたしまして対策を検討したいと考えております。

市町村からは、サイバー攻撃に対応したセキュリティ強化を図りたいという意向はあるのでございますけれども、いかんせん、市町村は専門的な人材が不足しているとか、あるいは財源面で非常に厳しいということも聞いているところでございまして、支援を求める声もございます。こういったところが、現時点での課題と考えているところでございます。

#### 中山委員

情報セキュリティの確保に関しては、様々な取組をしていただけるということで説明いただきました。しかし、県民の皆様の情報流出に対する不安を解消してマイナンバー制度を円滑に導入するためには、自治体におけるセキュリティ対策を更に進めることが重要であると考えております。

しかし、セキュリティ対策には多額の経費と、先ほど説明いただきました専門的知識が必要であり、国の財政支援や技術的支援が不可欠であると思っております。また、民間事業者もマイナンバーを扱うことは同じであり、民間企業のセキュリティ対策についても、更に促進することが必要ではないかと思っております。

そこで、委員長にお諮りしていただきたいのですが、是非とも国に対して、地方公共団体や民間企業におけるセキュリティ対策を着実に講じることを内容とする意見書を、委員会として提案してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

岸本委員長

それでは、ただいま中山委員から、マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ強化について、徳島県議会会議規則第14条第2項に基づき、国に対し意見書を提出願いたいとの提案がありました。

本件についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、委員各位にお諮りをいたします。この際、総務委員長名で意見書案を閉会日に議長宛て提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りをいたします。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、私と眞貝副委員長に御一任をいただきたいと思えます。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

南委員

今日いただいた資料1の徳島教育大綱について、少しお聞きしたいと思えます。

この文面の中でも、人口減少の克服とか、人口減少社会に挑戦する徳島モデルの学校づくりという言葉があるんですが、今年から出生率1.8を目指していろんな施策を展開していくという中で、この中にもそういう出生率1.8を目指しての教育論の中で、家庭の大切さとか子育ての大切さ、自ら子供を産んで育てるというのが大切だというようなことを盛り込めないのでしょうか。これにはシステムだとか、そんなことは書いてありますが、教育の中身に関してはほとんどないようではございますけれども、出生率1.8というのを達成しても人口はどんどん減っていくんですね。やはり、もっともっと高いところを目指していくには、小さいころから家庭が大切、自分も将来子供を育てるといような気持ちを持つことが、将来もっと出生率を上げていく一番大切なことだと私は思っているんですが、そういうのはこの中に盛り込めないものでしょうか。

梅田総合政策課長

今、南委員から御質問を頂いたところでございます。出生率の件に関して、その数字を盛り込んでいくというところではございませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、地方創生挙県一致協議会においても、やはり命の大切さであるとか、結婚、子育てに夢を持てる教育が必要というところで、中学生、高校生のときからそういうふうな教育が必要ではないかと御意見を頂いておるところでございますので、今後、大綱案としていく際に、

今いただいた御意見を踏まえて検討してまいりたいと考えてございます。

#### 南委員

出生率1.8とか、そういう数字はどうでもいいんです。私は、将来もっと高いところを目指していくために必要だということで、この質問をしています。結婚に夢があるというように、余り夢を抱かせ過ぎてもよくないのかなと思うわけですが、現実を見ると我々の時代というのは、やっぱり個人を大事にしましょうみたいな感じで、結婚しても自分が楽しみたいから子供は1人だけという人も私の友人にもいっぱいいますし、もう結婚そのものをしないという方もいれば、逆に、自分は大切、でも子供も3人、4人できて、子育ての中で自分が大切にできない中で、自分の時間がなかなかとれなくなると、それに対してストレスが発生して、ちょっと精神的に不安定になっていく人などがいる中で、やっぱり個人も大切だけど、家庭、子育ても同じぐらい大切だというような価値観が大切だと私は思っています。その辺、どうでしょうか。

#### 梅田総合政策課長

南委員の方から、個人も大切だが家庭も大切にということで御質問を頂いております。

家庭につきましては、子供たちの健やかな育ちの基盤でありまして、全ての教育の出発点であると認識しております。一方、最近におきましては、地域とのつながりの希薄化で、親が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境ということが大きく変化しているということも認識しているところでございます。

このような状況から、全ての親が安心して子育てや家庭教育を行えるように取組を進めるということは大変重要であると考えておりますので、個人だけでなく家庭教育の部分も含めて教育大綱の方で考えてまいりたいと考えております。

#### 南委員

家庭教育というか、そういう方針で教育を受ける子供たちが、将来的にやっぱり自分と同じくらい子供を育てることが大事という、そういう価値観を持ってほしいなど。我々は、個人が大事と言われながらも、私の父は頑固おやじで、個人を大事にするなんてなかなかさせてもらえなかったけれど、ちょっと下の世代になると、本当に自分が大事という人がたくさんいたりして、自分だけじゃなくて、やっぱり子供を育てるといのは社会にとって大事だという価値観をこの中に盛り込んでほしいということです。

#### 梅田総合政策課長

個人でなく家庭も大切にする価値観を盛り込めないかという御質問でございます。

先ほど申しましたように、家庭教育の重要性というのも十分認識しておりますので、委員おっしゃいますように、価値観の部分についても、記載について検討してまいりたいと考えてございます。

## 南委員

是非ともよろしくお願いいいたします。これが教育委員会から出てくると、なかなか反発されて前に行けないところが、政策創造部から出てくれば、ちゃんと議論になって形が変わっていく、光が見えるかなと私は感じました。是非頑張っていたきたいと思っております。

次に、地方創生の推進についてお伺いたします。待ったなしの地方創生におきまして、市町村や県民の関心も高く、本会議の質問においても、地方回帰の突破口となる政府関係機関の地方移転と、地方創生の推進エンジンとなる新型交付金をはじめとした財源措置について、活発な議論が行われたところであります。

まず、政府関係機関の地方移転についてお聞きします。国に対し、本県からの6機関をはじめ、42道府県から延べ209機関の誘致提案がなされており、今後、道府県からの誘致提案を受け、国によるヒアリングや検討が進められると思いますが、政府関係機関の移転決定までのスケジュールはどうなっていますか。

## 平井地方創生推進課長

ただいま南委員の方から、政府関係機関の地方移転に関する今後のスケジュールについて質問を頂いたところでございます。

まず、国からの各道府県に対する誘致提案の照会、その締切りが8月末でございまして、御承知のとおり、本県からも消費者庁をはじめとする、全部で6機関の誘致提案を行ったところでございます。

9月中旬から各道府県からの提案書に基づきまして、まち・ひと・しごと創生本部事務局によるヒアリングが順次行われているところでございまして、10月中旬まで行われる予定でございます。本県につきましては、来週、ヒアリングに臨んでまいりたいと考えております。

その後、10月中に道府県と誘致提案機関、それから所管省庁との意見交換が予定されておりまして、更に11月には国によります有識者会議からの意見聴取もあるという予定でございます。

その後、1月から3月にかけて国の関係者間での調整が行われまして、来年3月末には安倍総理を本部長といたしますまち・ひと・しごと創生本部によりまして移転の基本方針が決定になるということになっております。

大きなスケジュールは以上でございます。

## 南委員

既にヒアリングが開始されて、年内には取りまとめがあつて、今年度中には決定ということのようでございます。本会議で我が会派の丸若議員も代表質問しておりましたが、霞が関の激しい抵抗が予想され、ハードルは非常に高いのではないかと。そういう中で、地方回帰を提唱する国として、企業の本社機能の移転や移住を促進させる上での、まず隗より始めよで突破口を自ら開いていくべきであります。

次に、新型交付金をはじめとした財源確保に関してですが、藤田議員の代表質問の中で、

地方創生の推進エンジンとして必要不可欠であり、今後、国に対し政策提言してまいりたいとの答弁が知事からございましたが、具体的にはどのタイミングで政策提言を考えておりますか。

#### 平井地方創生推進課長

新型交付金に関する政策提言のタイミングについて御質問を頂いたところでございます。新型交付金につきましては、国の平成28年度の概算要求におきまして、要求額1,080億円といたしまして盛り込まれているところでございます。本年7月に策定いたしました県版の総合戦略、「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」でございますとか、あと、各市町村において実情を踏まえながら鋭意、策定作業を進めておられます市町村版の総合戦略、こちらの実効性をしっかりと確保するためには、新型交付金の創設はもとより、柔軟に活用できる交付金の制度設計、その規模の確保、さらには、この地方交付税を含めました地方創生全体の予算の確保、こういったことが不可欠であると考えておりまして、年末の予算案確定でございますとか、地方財政対策案の決定に向けまして、例年、例えば昨年ですと、11月中旬に徳島発の政策提言を実施しているという状況がございますので、今年度につきましても、それを念頭に置きまして、機を逃さずに徳島発の政策提言をしっかりと実施してまいりたいと考えております。

#### 南委員

新型交付金をはじめとした財政措置は、年末の政府予算案や地方財政対策において決定される見込みでありますし、先ほどの政府関係機関の地方移転についても、年内に地方提案に対する対応方針案について考え方が取りまとめられ、今年度中には移転となる政府関係機関が決定されるだろうということで、10月、11月というのは地方創生の推進にとっては非常に重要なタイミングになると認識しております。

地方創生は国の看板施策であり、先ほどの新型交付金をはじめとした国による財政措置と政府関係機関の地方移転は、正に国の本気度が問われております。国においては、最後のチャンスと言われる地方創生に覚悟をもって取り組んでいる地方の熱意をそがないよう、一層積極的に取り組んでいくことを県議会としても要請すべきであると思っております。

そこで委員長にお諮り願いたいのですが、国に対して地方への新しい人の流れを生む政府関係機関の地方移転と、地方創生の加速を確実に担保する十分な財政支援措置に積極的に取り組む内容とする意見書を、委員会として提案してはいかがでしょうか。

#### 岸本委員長

ただいま南委員から、地方創生の加速に向けた力強い実践を求めるということで、財政支援も含めてということについて、徳島県議会会議規則第14条第2項に基づき、国に対し意見書を提出願いたいという提案がございました。

本件についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、委員各位にお諮りをいたします。この際、総務委員会委員長名で意見書案を

閉会日に議長宛て提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

先ほどと同様、意見書の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、私と眞貝副委員長に御一任を願いたいと思います。

それでは、ほかに質疑はございますか。

#### 達田委員

それでは、3点ほど質問させていただきます。

事前委員会で質問させていただきました、18歳選挙権に関してが一つなんですけれども、今回、文部科学省と総務省が高校生用に選挙の教材を全生徒に対して配付して勉強していただくということでもありますけれども、今回、県が付けております予算で選挙管理委員会として、模擬投票であるとかDVDの作成とか、そういうことをされるということで事前委員会ではお話がありました。

それで、来年の参議院選挙から今の高校生の中で投票していく人が出てくるわけですから、そんなに悠長にしていたのでは遅いのではないかと思います。一斉に教育ができるというのは学校にいるときぐらいで、社会人になってしまいますと、なかなか有権者教育もまとまってできるものではありませんので、今のこの時期に少なくとも県としては全部の県立学校に対してそういう取組ができるようにするべきでないか、予算をきちんと付けるべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

#### 山口市町村課長

18歳選挙権に関しまして御質問を頂いております。

私も選挙管理委員会といたしましては、今回、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたということに関しましては、やはり若者の皆さんに選挙制度に関する理解や政治に対する意識の向上、そういったものを充実させていくということが必要だと思っております。

そのために一つの有効な方法といたしまして、模擬投票をはじめとする出前講座を開催するというにしているわけでございます。去る7月の徳島科学技術高校における「選挙スクール」を最初といたしまして既に始めております。こういった県立高校における出前講座につきましては、県教育委員会と連携して実施することとしておりまして、現在のところ12月に南部、西部地域の各地域1校で実施することを既に決めているところでございます。また、私立の高校においても実施するべく調整をしているところでございます。

各学校の授業時間でありまして、学校の行事日程などとの兼ね合いもあるわけですが、県選挙管理委員会といたしましては、私立の学校も含めまして、可能な限り対応してまいりたいと考えているところでございます。

#### 達田委員

事前委員会で要望もさせていただきましたが、この250万円という予算が今回付けられておりますけれども、模擬投票等についての予算というのが85万円なんですよね。あとの165万円については、動画の募集であるとかそういうことに使われますので、各学校がそういう対応ができるように、選挙管理委員会がきちんと協力して啓発や研修にいけるというためには、やっぱり予算が足りないのではないかと思うわけです。ですから、補正などできちんと付けていただいて、生徒たちも多分過密スケジュールで忙しいでしょうし、選挙管理委員会もなかなか人手がなくて大変だという面はあると思いますけれども、この時期に力を入れて取組を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、もう一点、ふるさと納税についてお尋ねをしたいと思います。

今回の「新未来『創造』とくしま行革プラン」という中にも、政策創造部関係の中にふるさと納税による徳島の魅力発信ということで載っております。この納税の実績ですが、金額は別といたしまして、平成26年度の件数が増えているわけなんですよね。かなり努力をされたんじゃないかと思うんですけれども、どういうふうな努力をされて、これからもまだまだ増やしていこうという計画をされていると思いますけれども、県の取組をお尋ねしておきたいと思います。

#### 梅田総合政策課長

ふるさと納税の取組について御質問を頂いております。

ふるさと納税につきましては、昨年末の税制改正におきまして、限度額の拡大でありますとか、手続の簡素化が図られたところでありまして、県としてはこれを好機と捉えまして、徳島ファンの拡大に向け、ふるさと納税の取組をパワーアップしているところでございます。

具体的には、まずお礼の品の充実といたしまして、これまで寄附をいただいた全ての方に感謝の気持ちを込めまして、徳島県産のすだち、渦の道など県立施設のペア招待券、「あるでよ徳島」の割引券などの品をお送りしていたところですが、6月補正予算でお認めいただきました「応援してな！ふるさと納税パワーアップ事業」を活用いたしまして、今回、これらに加えて、あくまでも寄附をいただいた方へのささやかなお礼の範囲内でございますけれども、寄附金額に応じまして複数の本県特産品の中からお好みの品を選んでいただく仕組みというのを拡充いたしております。

一例を申し上げますと、1万円未満については、今までどおり徳島県産すだちをお送りする。1万円以上5万円未満につきましては、徳島ラーメンや県産地鶏「阿波尾鶏」など、14種類の中から選んでいただく。5万円以上につきましては、鱧と鯛セットや阿波の地酒セットなど、12種類の中から選んでいただくというふうにしてございます。

さらに、寄附をいただく方の利便性の向上の観点から、寄附金を納めていただく方法の拡充としまして、従来、納付書、ゆうちょ、専用口座振込み、クレジット決済にしておりましたものに、コンビニ決済、ペイジーの方を追加し、6通りとしているところでございます。

それから、全国の多くのふるさと納税ファンが閲覧する外部ポータルサイト「ふるさとチョイス」との連携によりまして、クレジット決済をする場合の申込みと払込みの手続の

ワンストップ化，それからカタログ方式のふるさと納税パンフレットの作成，配布，すだちくんのデザインが入った紙袋と段ボールによるお礼の品の発送などにも取り組んでございます。

今後とも積極的にふるさと納税のPRに努めまして，歳入確保はもとより，徳島を応援して下さるファンの拡大を図ってまいりたいと考えております。

#### 達田委員

今，全国の自治体でこうしたことが取り組まれておりますよね。ですから，そういう中で徳島県に対して御寄附いただくということは，本当に徳島県を応援するよという気持ちがあってこそだと思います。そういう方をどんどん増やしていくということが，やっぱりふるさと回帰にもつながってくるんじゃないかなということで，このことを取り上げさせていただいているんですけども，2,000円を超える額が税金控除となりますよという，控除を目的にだけしているというのではなくて，やっぱり徳島を応援したいという気持ちの方が強いんじゃないかと思うんですけども，ちなみに金額的にどれぐらいが一番多いんでしょうか。

#### 梅田総合政策課長

金額の内訳というのは，今，手元に資料がございませんけれども，最近，今年度の傾向といたしましては，5,000円から1万円という御寄附の方が多いというふうに感じています。

ただ，金額の多寡にかかわらず，やはりふるさと徳島を応援したいという気持ちでいただいておりますので，そういう方を大事にしていきたいと考えてございます。

#### 達田委員

私も，別に大口でなくて，自分ができる範囲で応援して寄附をしていただくという方がどれだけ増えていくかということが課題だと思うんです。それで，是非この取組を続けていただいて，徳島の魅力を発信ということで頑張っていたいただきたいと思いますが，その中で要望がございます。お礼の品ですけども，農産物をもっと増やしていただきたい。徳島の農産物をもっと増やしていただいて，例えばお米なんかは，有名なところはお米をお礼にということがありますが，実は，徳島のお米というのは非常においしいんです。ほかと比べておいしいと思います。ですから，お米とかサツマイモですとか，ゆずとかゆず製品ですとか，徳島の魅力ある農産物，すだちももちろんです。そういうものを増やしていただいて，選べるようにしていただけたらと思います。

それと，もう一つは，活用対象の事業メニューというのがありますよね。こういうふうな御寄附をいただいたらこういうふうにするんですよという，そういうメニューがございますよね。この中で私思いますのに，これを考えられた方は町に住んでおられる方かなと思うんですけども，大変いいメニューなんですけれども，やっぱり徳島の農業を応援するというメニューを是非入れていただきたいと思うんです。そして，活力の源泉，ひとを育てる，しごとを育む，まちを盛り上げる，それから町を築くこと，これも大変立派なメ

ニューで、特に大事なことだと思っんですけれども、徳島の農業に頑張ってもらいたいという思いで寄附をしていただく方が増えれば有り難いなと思っます。

そして、このお礼の品の中に、農家民宿の宿泊券でありますとか、あるいは、剣山のリフトの無料券であるとか、やっぱり徳島へ来ていただけるような工夫をしていただけたらと思っますので、是非よろしくお願いをいたします。

#### 梅田総合政策課長

達田委員から御質問いただいておりますお礼の品に関してでございます。

現在、先ほど申しましたメニューによりまして拡充を図っておるところでございますけれども、県の特産品というのはほかにもたくさんあるところでございますので、その状況に応じまして、適宜見直し、入替えをいくこととしております。

もう一点、寄附金の活用方法についてでございますけれども、メニューのところ、地域で頑張る、しごとを育むというところがございまして、未来につなげる産業の振興のためにというところがメニューとしてございます。そこには農業振興ということも当然含まれてくると思っますし、もう一つは、知事おまかせメニューということで、重要性の高い事業を拡充していくというところがございまして、当然、農業等の事業にも活用はしていきたいと考えてございます。

#### 達田委員

ここで私が申し上げましたのは、このメニューで特に農業をと言っますのは、この寄附金でもってそれが賄えるということではないんですけれども、やはり徳島の里山を守る取組であるとか森を守る取組と、そういうふうなことで具体的に挙げていただけたら、共感をしてくださる方も多んじゃないかなということでも申し上げましたので、もちろん、しごとの中に入りますけれども、徳島がこういうことで頑張っているということを示していただけたらということでも申し上げましたので、是非よろしくお願いをいたします。

続いて、マイナンバー制度についてお伺いをいたします。

本会議でも取り上げて、私どもはこのマイナンバー制度が国民の財産を侵害するかもしれないと、非常に危険があるということで、制度そのものに反対をしているわけですが、10月から番号が送られてくるということになってしまいました。

それで、先ほども御質問がありましたけれども、これに関連して、今、徳島県内の自治体、それから事業所でマイナンバー制度に対応がきちんとできているのか。機器も人もきちんと置いて、事業所につきましては、仕事場とは別に部屋を構えてそういうことをしないといけないということなんですけれども、そういうことがきちんとできているのかどうか、状況をお尋ねいたします。

#### 東條地域振興課長

ただいま委員の方から、マイナンバー制度の導入に当たりまして、自治体あるいは民間企業の対応状況ということで御質問を頂きました。

定量的なデータは当然持ち合わせておりませんが、いろんな工夫を凝らしまして

周知啓発を行っておりますので、対応が順次とられているところだと考えております。

具体的に申し上げますと、民間企業に対しましては、先般8月、事業者向けの説明会を実施いたしておるところでございます。県内3か所で実施いたしました。これにつきましては、延べ400の方が熱心に受講いただきまして、かなり質問も頂いたところでございます。

更に2回目の説明会、民間事業者向けの説明会ということでございますが、10月の中旬にこういった説明会も用意させていただいております。これも県内4か所におきまして、400名ぐらを集めまして啓発をさせていただきたいと思っております。国の担当者も来て説明させていただきます。

その中で、もちろん求められることなんですけれども、先ほど委員がおっしゃいましたように、組織的・人的対応が必要ということで、例えば企業の中での研修をしなければいけないであるとか、マイナンバーを扱う担当者を限定しなくてはいけないとか、あるいは物理的・技術的措置ということで、例えば鍵付きの棚を用意するであるとかウイルス対策ソフトを入れるとか、いろんな対策が求められているところでございます。

これも、大企業から小さい企業まで全て等しく同じような対策ということではなくて、小さい企業は小さい企業なりに情報漏えいが起こらないような対策ということで求められているところでございます。今後とも、いろんな経済団体等とも連携しまして、民間企業に対しましては周知啓発を行っていきたいと考えております。

市町村に対してでございますけれども、市町村に対しましても同じように説明会、あるいは日ごろのいろんな助言の中で対策を助言しているところでございます。市町村におきましても、先ほど申し上げましたセキュリティ対策につきましては、住民基本台帳のシステムにつきましては対応は完了しているところでございます。更に情報漏えいが起こらないような対策につきまして、県と市町村で設置をいたします県・市町村情報化推進協議会というところがございますので、そういった中でどうしたら情報漏えいが起こらないような対策ができるのか、そういったことも市町村の担当と一緒に考えていきたいと考えています。

#### 達田委員

万全に体制をとって情報が漏れないようにしていくんだと、それはもちろん当たり前なんですけれども、それでもやっぱり情報は漏れていくであろうと、誰もがそう思っているわけですね。今考えられている、こういうふうな情報漏れが起こるのではないだろうか、犯罪が起こるのではないだろうかという想定をされているのでしょうか。

#### 東條地域振興課長

ただいま委員の方から、どのような犯罪が起こるか想定をしているかということでございます。

まずは、その犯罪が起こらない、情報漏えいが起こらないような防止対策を講じるということが大事でございます。市町村、民間企業に対しましては、ただいま周知啓発を行っているところでございます。

それと、こういった犯罪がというところでございますけれども、例えば新聞記事等で拝見をいたしますと、国民生活センターに対しましては、既にマイナンバーをかたったような詐欺とか、そういったものが不審電話として起こっているということが、本日の朝日新聞にも掲載をされているところでございます。

そういったこともございますので、全ての県民の方に対しまして、こういったことが起こらないように、丁寧に周知啓発をしていきたいと考えているところでございます。

#### 達田委員

そういうふうなことが起こらないようにということで、自治体に対しても、また各企業に対しても研修会等を行っておりますということですが、先ほどお答えもありましたけれども、組織的、また人的、どんな小さな会社であっても、やっぱりセキュリティというのはきちんしなければならぬわけですから、それがもうきちんとしておりますというのは、今の段階ではまだわからないということですか。それとも、この程度はできておりますというのはわかっているということなんでしょうか。

#### 東條地域振興課長

ただいま民間企業等の対応の状況について、どこまで把握しているのかという御質問を頂きました。

先ほど申しましたように、定量的に何パーセントとか、そういったことは現在のところ把握はしておりません。ただ、先ほど申しました民間事業者向けの研修会を実施しておりますので、そのときにアンケートの中で対応状況等も聞いているところでございます。全て完了しているというところは、その時点ではほとんどございませんけれども、現在対応中でありまして、あるいは、今後対応するというところで回答をいただいているところでございます。

マイナンバー制度自体は、この10月5日以降、順次、11月中にかけて個人の方に対しまして付番がなされるわけでございますけれども、民間企業が実際にマイナンバーを扱い出すのがこの1月からでございます。平成28年1月からマイナンバー制度が実際始まりまして、従業員の方のマイナンバーを企業も集め出すということでございますので、それに向けて十分な対策がとれるように、今後ともしっかりと周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

#### 達田委員

実際に1月からですよと言いましても、そんなに期間があるわけじゃないですよ。この間にしっかりと整えられるのかというのがあるんですけれども、徳島県の場合、大きな会社はできるかもわかりませんが、やっぱり中小・零細企業ですね。小さなところで従業員も少ない数で頑張っておられるところが多いですけれども、このシステムを導入しようとなれば何十万円も要る。小さいところでも十何万円も要るんだというようなことをお聞きしましたけれども、なかなかそのお金もないし、人も特別に配置できないということで、非常に負担になってくるというふうにお伺いしております。

これについて、いろいろな御意見というのが寄せられているのかどうか、県の方としてはどういう御意見が把握できているのでしょうか。

#### 東條地域振興課長

民間企業の方でどういった意向を持っているか、意見を持っているかということ把握しているかということで御質問を頂きました。

マイナンバー制度の導入に当たります周知啓発につきましては、いろいろな関係団体と連携をして行っているところでございます。例えば商工会議所連合会でございますとか、中小企業団体中央会でございますとか、いろいろな経済団体と連携して周知啓発を行っております。例えば、そこを通じてパンフレットを配らせていただいたり、講習会の方でも啓発させていただいたりということで、そういった経済団体の方からは、確かに若干そのシステムの対応にお金がかかるであるとか、いろいろ手間もかかるとか、そういったことは口頭ではお聞きをしているところでございます。

ただ、システムに関しましては、民間企業全てにシステム対応が必要だということではございません。先ほど申しましたように、大企業、中小企業、零細企業では安全管理措置の内容も異なります。システム対応しているところはシステム改修が必要でございますけれども、紙で個人番号を扱うところにつきましては必ずしも対応が要らない、あるいは、従業員が少ないところではシステム改修も要らないということでございますので、そういった企業の形態、従業員の数等に応じまして、適切な対応をとっていただきたいと思います。

#### 達田委員

企業の対応で、少なくとも従業員にお給料を払って源泉徴収しているところでは、その情報というのはきちん管理しないといけないわけですが、そういうところがどういふふうな状況であるかというのは、やっぱりきちんと把握をする必要があると思います。日がないですから、早急にする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

#### 東條地域振興課長

ただいま、マイナンバー法の施行を間近に控えまして、民間企業の対応状況を把握する必要があるのではないかとこのところで御質問を頂きました。

これまでもいろいろな形で周知広報しておりまして、いろいろな対応をとっているということでございますけれども、今後ともいろいろな機会を捉えまして周知啓発を行ってまいりたいと思います。その際にどういった対応状況なのかということもあわせて、どういった形で聞くかは今後検討させていただきますけれども、そういった状況につきましても把握できるように検討したいと考えております。

#### 達田委員

最後にお聞きしたいのは、もうマイナンバーが届きますよね。制度を悪用しようと思ったら、非常に頭のいい人がいろいろと詐欺的な方法で聞き出して悪用するというのが幾ら

も考えられると思いますが、このマイナンバーが届く段階で、県民の皆さんが通知がきちんと来たというのをいち早く確認をして、これは大事なものだからきちんと置いておかなければならないということは周知しないといけないと思います。何が来たかわからないとか、何に使うのかわからないとか、そういうことでは困りますし、もし着かなかった場合にどうしたらいいのかというようなことも、着く段階で事故がないようにということを周知しなければいけないと思うんですね。

それと、マイナンバーが利用される段階になりましたら、カードを申請する人もいますので、そういうものを厳重に保管しないといけないですよというような、最低限のことをきちんと県民の皆さんにお知らせをして、もう絶対に人にだまされたりしないということが大事だと思いますが、その取組というのはどうなんでしょうか。

### 東條地域振興課長

ただいま達田委員の方から、マイナンバー制度につきまして、マイナンバーカードが送られる直前になっておりますので、周知の状況でありますとか、今後の対応につきまして御質問を頂いているところでございます。

マイナンバー制度につきましては、委員がおっしゃるように、制度の仕組みでありますとか、マイナンバー制度の取扱いにつきまして、例えばみだりに他人にマイナンバーを知らせないとか、そういった注意すべき点につきましてもしっかりと周知啓発していく必要があると考えております。

これまでも、国の制度でございまして、まずは国におきまして周知広報をいろいろな形で行っています。具体的に申しますと、節目節目で啓発を強化しております。3月には国もいろいろな形で周知広報を強化しております。今後ですけれども、10月5日以降、マイナンバーが通知されますので、それにあわせまして国におきましても広報を強化するというで聞いております。例えばテレビ、ラジオ、新聞等いろいろなメディアを活用して、高齢者の方もおりますので、いろいろな方の目に触れるような形で周知啓発を行っていきたくて考えているところでございます。国と軌を一にしまして、いろいろな形で周知広報を行ってまいりたいと考えております。

先ほどおっしゃっていただきました、マイナンバーが着かなかった場合ということなんですけれども、それにつきましては、着かない場合は市町村の窓口でありますとか、そういったところに御相談いただければ対応いたしたいと考えております。

いずれにいたしましても、マイナンバー制度の施行が間近に控えておりますので、できるだけ多くの方にわかりやすく、注意事項も含めまして周知啓発を行っていきたくて考えております。

### 達田委員

非常に高度な技術を使って情報を盗むというのものもあるし、また、マイナンバーが着いたら着いたでいろんな犯罪が起きるんじゃないかという心配もされております。特に振り込め詐欺の状況を見ましても、だまされてるのにわざわざ自分でお金を持って行くとか、そういうこともあるわけですから、絶対にだまされないなんていうことはあり得ないと思う

んですね。ですから、こういう制度を導入したために、いろんな犯罪に巻き込まれて財産が脅かされると、そういう非常に危険が高まっておりますので、そのための対策というのは、もう日がないわけですから、早急にやるべきだということを申し上げて終わります。

#### 長尾委員

まず、教育大綱の説明がありました。以前の会議で、委員からこれでは駄目だということで指摘があって、こういう形になったということですが、その経過は先ほど委員の方からの質問であったんですけれども、推進期間は平成27年度から平成30年度まで4年間ということになります。

教育大綱の中に重点項目でⅠ、Ⅱ、Ⅲとあって、丸で更に三つ書いているんですが、人口減少社会に挑戦する「徳島モデル」の学校づくりといっても、具体的にどんなことをするのか。3番目にグローバル社会うんぬんと、受け継がれている伝統文化などに直接触れ体感することによりと、これはどういうふうにするのかとか。いわゆる何でもそうだけでも、基本計画とか大綱とか理念とかができたら、実際、具体的な施策というのがあります。これは今までの分があるんでしょうが、この大綱を受けて、新たな具体的な施策を作るといえることですか。

#### 梅田総合政策課長

教育大綱の具体的な施策に関する御質問だと思います。

教育大綱につきましては、国の教育振興基本計画の基本方針を参酌して、地域の実情に応じて施策の目標、あるいは根本となる方針について策定するものでございます。

なお、大綱と同様に、2年前だと思いますけれども、国の教育振興基本計画を参酌して策定されました徳島県教育振興計画というものがございまして、大綱と教育振興計画というのは、同じものが国の教育振興基本計画に基づいて策定されておりますので、方向性というのは同じものだと考えております。具体的な施策につきましては、徳島県教育振興計画に記載されていると。そちらの方で具体的な施策を記載いたしますので、大綱につきましては方向性等をお示しさせていただくというところでございます。

#### 長尾委員

わかりました。今後というところに、総合教育会議において随時協議・調整を行いながら施策の進行状況や効果を検証と書いておりますが、そこは、この教育大綱ができて、改めて今言われたような分野においてこの教育大綱において見直す、ないしは肉付けするということもあるんですか。

#### 梅田総合政策課長

教育大綱ができたことによって、教育振興計画を見直すのかという御質問であろうかと思えます。

教育振興計画につきましては、先ほど申しましたように、国の教育振興基本計画を参酌して策定されているということで、大きな方向性ということが異なることはないと考えて

ございますけれども、やはり徳島県の教育振興計画が策定されて2年経過しているというところ、それから、新しい課題として主権者教育というようなことが出てきておりますので、そういうことも踏まえまして、教育振興計画を所管する教育委員会の判断にはなるのかと思うんですけれども、その改定について検討する必要があるのではないかと考えておるところでございます。

長尾委員

改定については変更することもある。そうでないと、これを作った意味がない。これを作ったけど従来の計画は関係ないんだというのだったら、何のためにやったんだというふうになる。本当にこの大綱に基づいて、今までの計画でおかしいなと思ったら見直さないといけないところがあるだろうし、それを今後の作業として、学識経験者らを集めて作ったわけでありますから、徳島ならではの教育というのを一番大事にしていきたい。

これなんか読んでいても、今までとほとんど変わらないじゃないかと私は思うんだけど、具体的にどうなのかというところが非常に大事です。だから、今後、この大綱に基づいて従来の計画のどこをどのように見直すのかということが大事だと思いますので、教育委員会と今後、随時、協議や調整をやっていかれることだと思いますが、それを見守っていきたいと思います。

岸本委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（11時58分）

岸本委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

長尾委員

先ほどの質問で、この教育大綱については、今回のこの大綱の骨子を受けて、今の計画を担う部分があるかどうか、そういった検証というか、スケジュールというのはどうなっていますか。

梅田総合政策課長

大綱等のスケジュールについて、御質問を頂いております。

教育大綱につきましては、この付託委員会に骨子案の方を報告させていただいております。今議会で骨子案を御了解いただきましたら、再び総合教育会議を開催して、大綱案を策定してまいるところでございます。

大綱が策定された後に、先ほど申しました教育委員会の方で所管しております教育振興計画につきましては、改定する必要があるのかどうか検討されるのではないかと考えてございます。

長尾委員

それでは、それでひとつ進めていただきたいと思います。

次に、午前中からもいろいろ議論が出て、意見書を委員会としても出そうということになりましたが、マイナンバー制度について、今のところ基本的なスケジュールとしては、この平成27年度にマイナンバーを住民に通知すると。それから、平成28年1月にはマイナンバーの利用が開始されると。さらに、平成29年1月には国の行政機関がそういう情報等の開始がされると。同じく平成29年の7月には、県、市町村等の自治体でそういった作業が開始されるということで、もうスケジュールは決まっているところではありますが、そういう中で、県としてこのマイナンバー制度の具体的な利用分野というか、そういうものがどの程度あるのか、どのぐらいの分野があるのか教えてもらいたいと思います。

#### 東條地域振興課長

ただいま委員の方から、マイナンバー制度につきまして、県としての利用分野はどのくらいあるのかということで御質問を頂いておるところでございます。

マイナンバー制度を税、社会保障、災害対策の3分野におきまして、利用が平成28年1月から開始をされるということになっておるところでございます。具体的にはマイナンバー法の別表1というのがございまして、そこでマイナンバー法が利用できる事務を例示しているわけでございますけれども、県で申しますと、本県の所管する事務38項目、例えば生活保護の決定でございますとか地方税の賦課徴収でありますとか、そういったところで利用が開始されるということで把握をしているところでございます。

#### 長尾委員

県の関係で38ということですね。その38もかなりの広い分野で、県もマイナンバーについて窓口の作業しなければならない。そういう中で、スケジュールが先ほど申し上げたように決まっているわけで、そういうところで、従来の住民基本台帳であるとか、後期高齢者の問題であるとか、いろいろ国で決まって、県とか自治体で対応しなければならないという中の、今回、割に大きな作業になるわけであります。

そういう中で、今この問題については、東條地域振興課長にこういう御答弁をいただいているんだけど、こういったマイナンバー制度について県として様々な計画、何が問題であるか、課題であるかを含めて、その全体計画を作成しなければいけないだろうし、さっき市町村は大丈夫なのかと、民間は大丈夫なのかという御質問もありましたけれども、そんなことも含めて、マイナンバーに関する専門の部署の設置ということについてどのように考えているのか、お聞かせいただきたい。

#### 東條地域振興課長

現状について答弁させていただきます。

専門部署という御質問でございますが、現在、いろんな形で庁内が連携をして取り組んでおるところでございます。

具体的に申しますと、利活用の分野でございますけれども、マイナンバー活用推進検討委員会というのをつくっておきまして、トップが政策監補でございます。それに関係の各

部の副部長がメンバーになって、利活用を検討するという会を設けております。

そのほかにも、その下部組織といたしまして、システム改修の検討部会でございますとか、医療及び災害医療の検討部会でございますとか、いろんな部会を設けておりまして、各部局が連携して取り組ませていただいているところでございます。

#### 長尾委員

そういう部会を設けてやっているということですが、例えばマイナンバー課とか室とか、そういう組織の設置ということは考えていなくて、そういう部会だけでできるものなのか。時期が来たらそういう専門的にやるセクションが必要な、その辺の認識はどうなんでしょうか。

#### 朝日地方創生局長

マイナンバーについての御質問でございます。付番が間もなく始まって、マイナンバーカードの交付も年が明ければ始まっていくという時期に至っております。今、組織のお話をいただいたんですけども、マイナンバーについては、今、私どもの地域振興課を中心にして庁内で連携をしてやっているという現状でございます。

私ども、そのセキュリティとか国に対する提言でありますとか、そういうことについては、現行の組織でというふうに考えているところでございます。先ほど申し上げましたように、現在のところ、活用検討につきましては、数年前から活用検討の委員会というのを置いて、これは連携をして部をまたがる組織でございますので、これで検討してきたところでございまして、その中に独自利用なりシステム改修なり、医療・災害医療検討部会といったような部会も置いて検討を進めてきたところでございます。もう間もなく動くということでもございまして、この組織を活用しながら、十分に対応してまいるように頑張りたいと考えております。

#### 長尾委員

大変大きな制度の導入でありますから、粗相のないように、関係各所連携をとって事故のないように、また、いろいろな問題が起きないようにしっかり対応を要請しておきたいと思っております。

それから、これも午前中に議論がありました、国の機関の誘致の件ですが、なかなか厳しいみたいな話も聞きますけど、何が厳しいのかよくわからないところがあります。

そこで、消費者庁をはじめとした徳島県が要望した各施設、それに対して他県も重なっているところがあるのかなのか。あるとすれば、どこの県と重なっているのか、教えてもらいたい。

#### 平井地方創生推進課長

ただいま長尾委員の方から、政府関係機関の地方移転に関しまして、他県との重複状況はどうなのかという御質問を頂いたところでございます。

まず、消費者庁と国民生活センターについては、徳島県のみという状況でございます。

残り四つございますけれども、例えば食品総合研究所というのを要望しております。こちらについては3団体でございます、山形県、島根県、徳島県という状況でございます。

農林水産研修所というところにつきましては、5団体でございます、北海道、石川県、島根県、徳島県、兵庫県というような状況でございます。

森林技術総合研修所は、本県を含めまして11団体。それから、情報通信政策研究所は島根県と徳島県の2団体。このような状況でございます。

長尾委員

では、今の報告でいうと、競争相手がいないのは消費者庁だけですか。

平井地方創生推進課長

消費者庁と国民生活センターでございます。

長尾委員

消費者庁と国民生活センターは競争相手なしで徳島だけと。あと、多いところは11団体。そういう中でいうと、国民生活センターは競争相手がないということ言えば、一番可能性があるということなんですか。

平井地方創生推進課長

高いハードルがどこにあるのかという観点での御質問であろうかと思えます。

消費者庁と国民生活センターにつきましては、確かに本県だけの提案となつてございます。例えば、そのうち消費者庁につきましては、霞が関が本庁というようなセクションになるわけでございますけれども、これはあくまでも国の立場に立てばということになるわけですが、国会開会中の対応をどのようにしていくのかというような点について、強く本県に対して回答を求めてくるのではないかと、そういう意味での霞が関の激しい抵抗というのが考えられるところから、高いハードルがあるというふうなお話もいただいているという状況でございます。

長尾委員

霞が関との問題があるというのはわかります。また、11団体のところはどのような問題がありますか。

平井地方創生推進課長

他の提案機関につきましては、複数という状況でございます。徳島県といたしましては、徳島県がこれまで積み重ねてまいりました政策面での強みというものがございまして、インフラというのではICT基盤というのがしっかりと整っているということでございまして、それは徳島県としてまずはしっかりと国に対して御説明いたしまして、そこは御理解をまずいただきたいと。そういう中で、他県との激しい競争というのもあると思っておりますけれども、しっかりと国にもお認めいただけるように頑張つてまいりたいと思っております。

ころでございます。

#### 長尾委員

いろんなハードルがあるんですが、是非、徳島県の総力を結集して、その誘致に御努力をしていただきたいと、このように要請をしておきたいと思います。

それで、政策創造部については、8月3日に開所したとくしま移住交流促進センターの状況についてお伺いしたいと思います。

総務委員会で、8月27日に東京駅近くの総務省の移住・交流情報ガーデンを視察させていただいたわけですが、その前の3日にとくしま移住交流促進センターが徳島駅の中に設置をされた。知事も行って、あれから約2か月たつわけですが、この中での支援内容として、移住相談、空き家情報の提供、体験交流、人材バンクの活用、Uターン・Iターン・Jターンの推進、さらには県下14市町村にもそうした窓口が設けられたということですが、2か月たって、相談者数とかがどういう状況なのか、各分野の相談内容とか、それを簡単に御説明、御報告願いたいと思います。

#### 平井地方創生推進課長

ただいま長尾委員の方から、8月3日に設置いたしました移住交流促進センター、駅前に設置したものでございますけれども、それに関する御質問を頂いているところでございます。

新しい人の流れづくりをするということにつきましては、ワンストップ窓口機能の充実というのは不可欠であると考えております。この窓口によりまして、住まいとか仕事とか生活に関する相談に一元的に対応してまいりたいと思っているところでございます。

8月3日以降、約2か月经過した状況でございます。9月28日現在の状況でございますけれども、これまで寄せられた相談件数は、延べでございますけれども約100件という状況でございます。直接訪問をいただいた相談がうち30件、それから電話による御相談が24件、電子メールなどを活用した御相談が44件といったような状況でございます。

#### 長尾委員

今の御報告の数字というのは、当事業を設置して、その予測というか推定として、どういう実感を持っておられるのか。

#### 平井地方創生推進課長

100件ということで、月当たり50件、御相談もいただいている状況でございます。内訳として、徳島のことをほとんど御存じでなくて、まずは関心を持つためにという御相談もありますし、具体的な広い家の物件情報が欲しいとか補助金制度を知りたいということで、内容は多岐にわたっているところでございますけれども、この窓口、様々なそういった御質問の受皿になっているという実績が出てきておりまして、一応、一つの狙いどおりの窓口になってきているという実感があるところでございます。

長尾委員

すぐ成果は出ないとは思いますが、でも100件という中で、徳島のことをよく知らないというのは県外の人なんだろうが、その中で空き家相談だとか、いろいろ設けていて、あそこにはハローワークもあって、仕事の相談もすぐそこでできるようになってるけど、その中で徳島県に移住してみようという表明みたいなものはあったんですか。

平井地方創生推進課長

実際の移住に結びつく件数でございますけれども、現在、まだそこまで至っていない状況でございます。引き続き、粘り強く御相談を継続させていただきたいと思っております。

長尾委員

本当に、今、国も地方も鳴り物入りで移住促進というのをやっているのです、是非、この成果が出るように関係者の取組を期待して、質問を終わります。

岸本委員長

それでは、私も本会議で、また委員会の方で詳細をお尋ねしますと申し上げておりましたので、関係することで質問したいと思えます。

まず、本県ゆかりの高齢者、退職された方でこちらに帰ってこられる方に対しては、その前提として住所地特例ということ国の方へ要望しているということでもありますけれども、この住所地特例が今どのような状況になっているのか、また、それがなくても本県ゆかりの高齢者の方が移住するというところで進めていくのか、その辺の今後の対応について教えていただきたいと思えます。

平井地方創生推進課長

ただいま、委員長の方から、いわゆるCCRC構想を進めていくに当たっての住所地特例につきまして、現在の状況と万一ということになると思うんですが、とれなかった場合のことをどのように考えているのかという御質問を頂いたところでございます。

東京圏をはじめとする高齢者の皆様が、自らの御希望に応じて地方に移り住んで健康的で活動的な生活を送っていただくと、必要な介護、医療も受けることができるという意味でのCCRC構想でございますけれども、徳島県といたしましても、とくしま回帰、新しい人の流れづくり、それから地域経済の活性化という点で期待できるということで、政策創造部、それから保健福祉部などを組み合わせて県を挙げる形で推進をしているところでございます。

このCCRCの推進に当たりましては、受皿となる市町村の御理解というのが不可欠であると認識しておりまして、具体的には介護費用に対する負担感への懸念、これをどうするかという問題があると認識しております。

市町村におかれましては、今後、介護費用がかかる世代の方が来られても、財源的にも、将来安心して円滑に受け入れられるようなシステムをつくってもらえないかという思いが

あると受け取っているところでございます。徳島県といたしましては、こういった負担感の解消のための手だてとして住所地特例の拡大ということについて、国に対し地方創生特区制度の申請でございますとか、徳島発の政策提言ということで繰り返し行ってきたところでございます。

この4月からということでございますけれども、サービスつき高齢者住宅につきまして、新たにこの住所地特例の対象になるといった意味で、一つ制度に風穴が明けられるというような進展も見られているところでございます。県としては、引き続きこの住所地特例の拡大を求めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、御質問にございました、来られなかった場合どうするんだということについてでございますけれども、やっぱりポイントとなりますのは市町村の負担感の解消です。それをいかに担保できるかということではないかと思っております。そういう観点で、ここについてはこだわりながら、しっかりと課題解決策が得られるように、国に対して粘り強く提言を行ってまいりたいと考えているところでございます。

岸本委員長

国に対して今話をしているということに対して、国の回答期限といったものはあるのでしょうか。

平井地方創生推進課長

国の回答期限についての御質問でございます。

大きい流れといたしましては、節目として、これは例示になるわけでございますけれども、国の予算編成のタイミングは一つあるかと思っております。

それと、もう一つ、特区制度につきましては、具体的スケジュールがまだ示されていないという状況でございますけれども、国全体としてはヒアリングを順次行っているというように情報を把握しておりますので、また動きが出てくるというふうに思っている次第でございます。

岸本委員長

先ほど御答弁いただいた中で、受皿となる市町村ということでお話がありましたけれども、今、ちょうどまとめの段階とは思いますが、CCRCという県が今提案している分で、徳島県で受皿になってもいいという市町村はどんなところがあるんですか。

平井地方創生推進課長

現在の希望市町村の状況はということでございます。詳細な資料が手元になくて、非常に恐縮でございます。昨年度に国の方がシンクタンクを活用する形で、全国の県市町村に対する意向調査というのをやっている状況でございます。回答した団体が200を超えて全国にあった状況と承知しております。その中に徳島県からも、徳島県を含めて4団体程度希望しているという状況と承知しております。

岸本委員長

民間団体の調査ということですから、確定ということではないんでしょうけど、その4団体というのはどこですか。徳島県を入れた三つの市町村ですね。

眞貝副委員長

小休します。（14時03分）

眞貝副委員長

再開します。（14時05分）

平井地方創生推進課長

申し訳ございません。4団体あったと承知しておりますが、徳島県自身と美馬市、つるぎ町ともう一団体、そういう状況でございます。

岸本委員長

是非、この住所地特例、介護費用ということですけど、受皿となる市町村と十分打合せをしていただきたい。やっぱり健康保険料も関係してきますし、県の財政、県の負担分ということもありますので、介護保険だけではなく、受入れ市町村にとっては保険料が今のデータでいきますと、75歳以上ですと1人当たり年間100万円の医療費だと。65歳以上ですと、その半分ぐらいだったと。現役世代は更にその何割かということで、やっぱり高齢者につきましては医療費なども上がっていくという中であって、十分市町村と連携して、今後出てこようかと思いますが、その住所地特例の成り行きも見ながら、検討を早くしていただきたい。既に地方創生でPRも始まっていますので、その辺は要望しておきたいと思います。

もう一点、今回の地方創生ということで、雇用目標を全体として4,000人というふうにしていると思うんですが、今回の計画で、雇用目標ということで個別に掲げている目標というのは全部でどれくらいあるんですか。

平井地方創生推進課長

ただいま委員長から、総合戦略に掲げております4,000人の雇用創出の内訳について、御質問を頂いたところでございます。

産業ごとの施策の区分ということで、申し上げたいと思います。まず、6次産業化ですとか、とくしまブランドの海外展開といった意味でのもうかる農林水産業の推進という観点で、約1,000人でございます。さらに、本県の強みでございますLED、それから光ブロードバンド環境の活用をはじめとする地域産業の競争力強化でございますとか、あと、国内外からの観光誘客の加速といった取組によりまして、約3,000人の雇用創出を図ってまいりたいと。これらを合わせまして4,000人を目指すという内容でございます。

岸本委員長

まず、4,000人ということは、現状の年間の雇用水準プラス4,000人ということによろしいですね。

#### 平井地方創生推進課長

4,000人の計算の背景といたしますか、過程について御質問を頂いたところでございます。

まず、本県の人口におきまして、4月1日時点でいわゆる社会減、転出超過が1,700人あるという状況がございます。それを解消するに当たりましては、やはり県内に雇用を新たに創出していく必要があるという考えのもとで出したものでございます。

1,700人、直接対応する数字として1,400人と。1,400人の新たな雇用があればという考えもございませけれども、いきなり初年度からというのはなかなかというところもございませので、初年度については250人からスタートして最終年度には1,400人ということで、累計いたしまして5年間の創出数4,000人という計算で出したところでございませ。

#### 岸本委員長

わかりました。このまま通常にいつている雇用状況の上に、今後4,000人新たにつくりたいというふうに理解しました。そうしますと、まだまだこれからですので、地方創生でどんな形になっていくと、どんな雇用が生まれるということがわからない中ですから、まだまだ絞り込まれたり改良されたりしていきんだと思ひますが、例えば農業で新たに1,000人と、しかも今の雇用は確保してというのは至難のわざというんですか、まず、農業の現場では、平野部では大規模化が図られていきていると。大規模化ということとは、1人当たりの耕作面積が広くなるわけですから、そうすると雇用が少なくなるんじゃないかというふうにも思ひますし、中山間地域では6次産業ということで、そこで新たに働く方も生まれたりしていきませので、プラスマイナスでいひますと、プラス1,000人というのは全体の4,000人よりも難しいのではないかというふうに私は思ひわけです。

それ以外、LEDであったり観光、それから新産業ということで3,000人ということになっていませけれども、やっぱりこの中には介護の従事者であったり、それから土木建築業の方々は減ってないのかとか、そうしたこともある程度想定しながら、1,700人を埋め合わせるためには5年間で4,000人必要だと。その4,000人をずっと内訳を分けたら、50人、30人とかいうのではなくて、小さなものも積み上げたら全部で8,000人になったというようなことでもいいかと思ひますよね。

ですから、前にも出ておりましたが、産業分野といひますと、なかなか現時点では決められないというふうに私も思ひませので、これから地方創生、市町村によってはどういった方向でくみ上げていくと、その分野で幾らということでの積み上げを頑張っていたきたいなど。それが4,000人を超える場合はよし、少なかったらいけないということになるかと思ひますが、そんな形で積み上げていただきたいと思ひます。これも年度末を目途の目標になっていくのかなというふうに思ひておひませ。

それから、私は本会議の場で、東部についてももう少し見えるようにしてほしいと。実際問題、私は徳島市内に住んでおひませますが、徳島市がどういうふうに地方創生を目指しているのか、また、それに対して県がどういう関与をしているのか、会議をひませという

回答は聞いておりますが、なかなか見えてこないものですから、そういう質問をさせていただきました。

そんな中で、答弁の中にも、75%の企業数であったり人口が75%いるというような県の全体計画とよく似たものになると、だから県の計画が当てはまるというようなニュアンスの答弁があったように記憶しておりますけど、やはり行政は環境も大事、それから、県土も大事、危機管理も大事というふうに、全ての対策でまいますので、全部入れていたらどの市町村も大事でないなんていうところはないものですから、全く一緒のものになってしまうと。それはある意味致し方ないことだと思うんですが、地方創生ということになりますと、やはり市町村で特色を出していかないといかんと。だから、県の総合計画を示せば、危機管理のことが抜けていいんですかねって言われると、山崩れのことを書いたりしてしまいますので、もう少し特徴を持ってやっていかないといけないのではないかと思います。

そこで考えましたのは、マーケティング発想で、ターゲットを決めてどういう方々の層を呼びたいと、それに対して阻害されてる要因は何なのか、それから、他県と比べてどんなインセンティブを与えるのかということが議論されるんじゃないかなと思いますので、是非ともターゲットを数多く設定していただきたいなど。もちろん県内から出ていく方を少なくするというので、大学、それから県外で就職した方に帰っていただくということがメインになるかと思っておりますけれども、それ以外にもっともっとマーケティング発想でターゲットを決めて、その方々に帰っていただく。

何度も申し上げますが、浜田市の方では、都会で暮らしているシングルペアレントという層にターゲットを絞って、その方々に自分ところの介護の職に来てもらったらこんな特典をつけますということで、そういう発想がやっぱり必要じゃないかなと思います。これは市町村と打合せをしながら、県がたくさんそのようなメニューを作って、うちの市町村はこれに乗りたいというようなことがあれば、それに対してもっともっと施策を組み込むことができると思いますので、是非そういう発想で取り組んでいただきたい。

今後の議会で少しずつ確認させていただければと思いますので、最後の部分は要望ということで終わらせていただきます。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました政策創造部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、政策創造部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

## 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第3号，議案第22号

次に，請願の審査を行います。

お手元に御配付の，請願一覧表を御覧ください。

はじめに，請願第5号「住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実について」を審査いたします。

この請願は，国へ意見書の提出を求めるものでありますので，理事者に国等の動向について，説明を求めます。

### 七條政策創造部長

道州制は，国と広域自治体である都道府県の在り方を見直すことによって，国と地方の政府を再構築し，分権型社会を実現するための方策の一つとして，これまで国や経済団体，政党などにおいて，道州制基本法の制定を含めた検討が行われてきております。

都道府県を廃止して道州を設置することは，国民生活に大きな影響を及ぼすことから，道州制導入の是非につきましては，引き続き，国民的な議論の動向を踏まえて検討が進められていくものと考えております。

次に，国の行政機関の機構・定員管理に関する基本方針については，国家公務員の総人件費に関する基本方針を踏まえ，国の行政機関の機構・定員管理を戦略的かつ的確に実施するための基本的な枠組み及び指針を定めたものであり，平成27年7月25日に閣議決定されたものであります。

説明は以上でございます。

### 岸本委員長

国等の動向については，ただいまのとおりであります。

本件は，いかがいたしましょうか。

### 藤田委員

ただいまの請願第5号「住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実について」であります。まず，「道州制」導入に慎重であるべきとの意見表明を行うこととの請願であります。これまで道州制に関し多くの検討が行われ，様々な意見があることは承知しております。

しかしながら，道州制については，請願のように，道州制の導入に慎重であるべきと一方的に決めつけるべきではなく，道州制導入の是非については，国と地方の役割分担や税源配分の見直しなどがどのように制度設計され，分権型社会にふさわしいものであるのかということについて，今後の国民的な議論の動向を踏まえて検討すべきものと考えます。

また，提出者が見直しを求めている，「国の行政機関の機構・定員管理に関する基本方針」についても，各年度の国の行政機関の機構・定員管理を戦略的かつ的確に実施するた

め、先ほど政策創造部長の説明にもありましたが、閣議決定がなされたものであります。

このため、本請願につきましては不採択とすべきものと考えますので、よろしく御賛同をお願いいたします。

達田委員

採択するべきと考えます。

岸本委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号「伊方原発の再稼働を認めないことについて」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

七條政策創造部長

請願第6号について、御説明させていただきます。

四国電力株式会社伊方発電所3号機については、去る平成27年7月15日、原子力規制委員会から原子炉設置変更許可申請に対する許可を受けており、残る工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請については、原子力規制委員会の審査が継続しております。

愛媛県からは、国の考え方、四国電力の取組姿勢、それらを受けた地元理解の状況、これらを踏まえ総合的に判断したいとの見解が示されております。

本県としては、国の責任による安全性の確保を大前提として、立地県における伊方原発の安全性に対する対応、考えを第一として対応しているところであります。

説明は以上でございます。

岸本委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

南委員

ただいま政策創造部長から説明をいただいたとおり、伊方原発の再稼働については、現在、工事計画認可及び保安規定変更認可について、原子力規制委員会による審査が継続されております。

また、愛媛県においては四国電力に対し、国の基準を上回る電源対策をはじめ8項目にわたる独自の安全対策を要請し、対策工事等が行われているところであり、愛媛県議会においても議論がなされております。

さらに、愛媛県からは、国の考え方、四国電力の取組姿勢、それらを受けた地元理解の状況を踏まえ、総合的に判断したいとの見解が示されているとのことであり、こうしたことから本請願につきましては不採択とすべきものと考えますので、御賛同をよろしくお願いいたします。

#### 達田委員

原発事故というのは、この請願にも書かれておりますように、一般の事故とは違うものです。福島原発事故による汚染の広がりというのは250キロメートルにも及ぶということで、そうなりますと、この徳島県もすっぽりと入ってしまうということです。

私も事故の後、何度も福島県を訪問しまして状況を見てきましたけれども、未だに12万人の方がふるさとに帰れないという現状を見ますと、原発再稼働を認めるということは、非常に危ない道に進んでいるということになりますので、この請願は採択するべきであると考えます。

#### 臼木委員

今の段階では、近隣の町議会では意見書採択というところもありますし、それ以外の状況というのでも分かりません。私のところにもたくさんの方から御意見もあり、周りにも今まで原発に携わってきた関係者もおりまして、意見書も出されておりますが、私としては、会派でも十分相談をさせていただいたのですが、今、態度を決めるということではできませんので、退席をさせていただきます。

（臼木委員退席）

#### 岸本委員長

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

（臼木委員着席）

以上で、請願の審査を終わります。

#### 【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第5号、請願第6号

これをもって、政策創造部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時50分）